

第17 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出

(危険物の保安に関する業務を統括管理する者)	法第12条の7
(危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任)	法第13条の24
(危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所等)	危政令第30条の3

- 1 事業所を統括する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいう。
(S51.7.8 消防危第22号通知)
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出は規則第47条の6の規定によるもののほか、指定施設とその指定数量の倍数一覧表を添付すること。(★)
- 3 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出は、それにより選任又は解任の効力を生じるものではなく、選任又は解任という結果の報告である。